

平成 23 年度

事業報告書

自 平成 23 年 4 月 1 日

至 平成 24 年 3 月 31 日

公益財団法人 八王子市学園都市文化ふれあい財団

I 財団の概要

【1】財団の設立及び目的

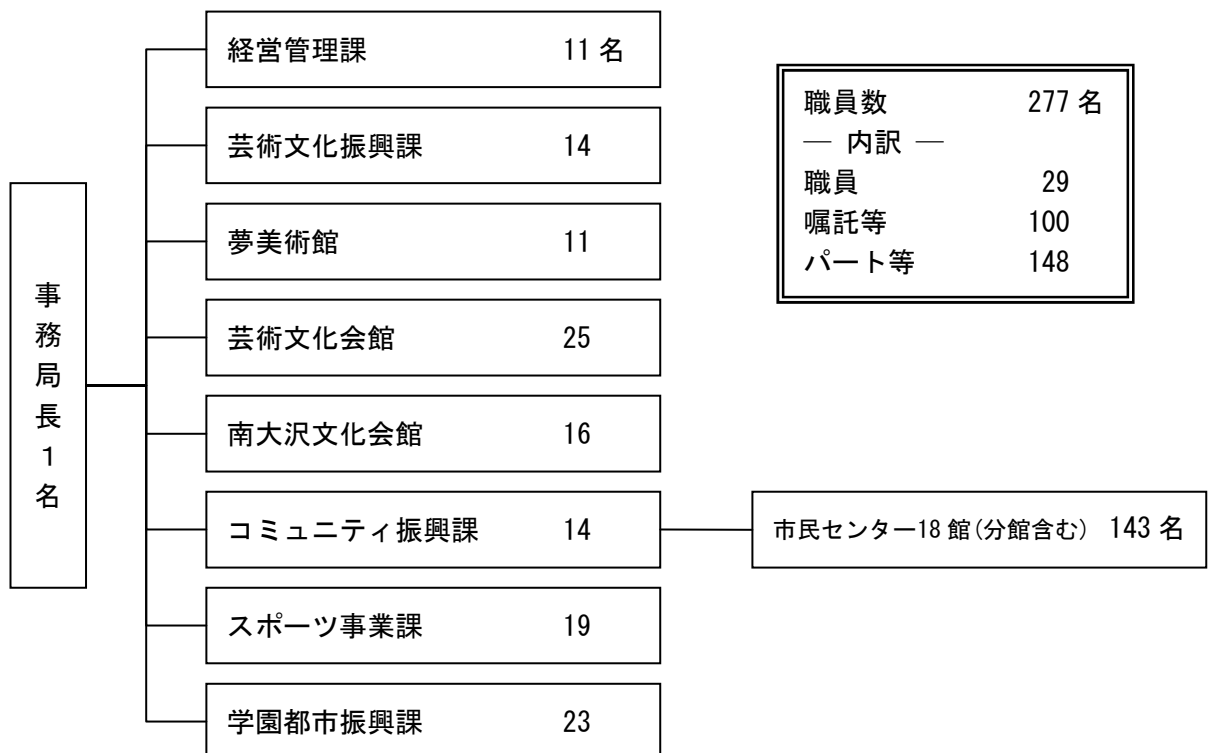
財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団は平成14年4月1日、芸術・文化、コミュニティ及びスポーツの振興並びに学園都市づくりの推進を図るとともに、市民の自発的な学習活動の振興を図り、もって豊かな市民生活といきいきとした地域社会の発展に寄与することを目的に設立された。

また、本年度は公益法人制度改革への対応として、公益財団法人への認定申請を行い、平成24年3月に認定を受け、4月移行に向けた準備を進めた。

【2】基本財産 501,000,000円（平成24年3月31日現在）

【3】組織図（平成24年3月31日現在執行体制）

- ・理事会（理事長1名・常務理事1名・理事12名）
- ・評議員会（14名）
- ・監事（2名）



Ⅱ 事業概要

1. 芸術文化振興事業

(1) 芸術文化会館(いちょうホール)

芸術文化会館の指定管理者として、利用案内、施設貸出及び利用料徴収等の業務をはじめ、施設や設備の保守管理業務及び修繕を行った。また、市民へ舞台芸術の鑑賞機会の提供や市民の芸術文化活動を支援するため、次の事業を実施した。

① 鑑賞事業

市民に身近な場所で、質の高い芸術・文化を鑑賞する機会を提供するため、「きらめきクラシックシリーズ」「米村でんじろう公演」「三遊亭円楽・林家たい平二人会」など、市民の多様なニーズに応える公演を実施した。



② 市民参加事業

八王子にゆかりのある市民アーティストによる公演のほか、継続実施してきた演劇ワークショップ等により結成した市民劇団の公演を実施した。



③ 市民の芸術文化活動支援・助成事業

市民が主催する多様な芸術文化事業への会場利用料の一部を助成したほか、事業運営の具体的なアドバイスなど人的支援を行った。

④ 周知・普及事業

オリンパスホール八王子で実施する「西本智実プロジェクト in 八王子」事業や、「ガスパール・カサド国際チェロ・コンクール in 八王子」事業の周知・啓蒙を図った。



⑤ ロビー・バックステージ事業

市民公募の出演者によるロビーコンサートや、休館日におけるロビーのピアノを活用した演奏家支援、舞台スタッフが講師となった市内大学生対象の舞台裏の研修など、市民に身近な芸術文化会館づくりを図った。

(2) 南大沢文化会館

南大沢文化会館の指定管理者として、利用案内、施設貸出及び利用料徴収等の業務をはじめ、施設や設備の保守管理業務及び修繕を行った。また、市民へ舞台芸術の鑑賞機会の提供や市民の芸術文化活動を支援するため、次の事業を実施した。

① 鑑賞事業

昨年度に引き続き、市民の観客層の定着を図りシリーズ化し、かつホールの特徴を活かした「シリーズ＝世界の音楽を南大沢から＝」や「南大沢でJAZZの名曲を…」のほか、世界的なアーティストによるリサイタルや本格的なオーケストラの公演など、質の高い事業を実施した。また、身近で気軽なコンサートを平日の午前実施し、新たな需要の掘り起こしを図った。



② 市民参加事業・市民の芸術文化活動支援事業・助成事業

八王子にゆかりのある市民アーティストによる公演や、市民公募による合唱団の数カ月及ぶワークショップを経てプロの音楽家と舞台を体験する市民参加によるコンサートを昨年度に継続して実施したほか、市民が主催する多様な芸術文化事業への会場利用料の一部助成や事業運営についての具体的なアドバイスなど人的支援を行い、市民の芸術文化活動の育成を図った。



③ ロビー事業

多様なジャンルで南大沢や他地域からも広く出演者を公募するロビーコンサートを実施し、ロビー空間を活用した市民に身近な文化会館づくりを図った。

(3) オリンパスホール八王子（市民会館）

4月に約2,000名収容のホールとして市民会館がオープンしたことに伴い、市民及び市外へ広く周知を図るため、オリンパスホール八王子を会場とした次の多彩な事業を実施し、年間の事業を通して約64,400人（「西本智実プロジェクト in 八王子」事業を除く）を集客した。



① 開館記念事業

NHKとタイアップしたテレビ放送番組公演を実施したほか、八王子にゆかりのある人気アーティストによる公演や、優れた音響を活かした質の高いコンサート、舞台と客席が近い構造を活かしたミュージカルなど、多様なジャンルに及ぶ開館記念事業を次々と実施した。また、八王子の文化団体や市内の小中学校・大学生らによる合同演奏会等では、出演者、来場者ともに市民が主体の事業づくりを図り、ホールの披露を祝った。



② 鑑賞事業

著名な人気アーティストによる公演事業を実施したほか、子供向け公演や海外のジャズ楽団によるコンサート、人気のポピュラーコンサートなどを実施し、広く市民に公演情報等の提供やチケット販売の利便を図った。



(4) 夢美術館

夢美術館の指定管理者として、施設の維持管理を行うとともに年6回の特別展の企画・開催及び収蔵品の展示等を行った。また、大学との共催事業を実施した。

<開館日数 272日 入館者数 37,837人>

① 特別展

市民に芸術鑑賞の機会を提供するため、「画家 岸田劉生の軌跡」「ムットーニ ワールド からくりシアターⅡ」「絵本原画展 こどもの時間」「土門拳の古寺巡礼」「版画に見る印象派」「加藤久仁生展」を開催し、近代洋画、仏教美術写真、西洋版画、映像等、様々なジャンルの作品を紹介し、ギャラリートークやワークショップ等の関連事業を開催した。



② 市内美術大学との共催事業

市内の公共スペースに多摩美術大学の教職員、学生の作品を展示する「多摩美術大学彫刻展 2011」を開催した。

また、地元商店街とも連携し、東京造形大学の学生による「東京造形大学フラッグギャラリープロジェクト」を開催した。



(5) 学園都市センター等での事業

学園都市センターでの寄席や、ホテルに併設する教会でのコンサートを継続して共催したほか、市民の芸術文化活動を支援する事業を実施し、文化会館以外においても芸術文化の振興を図った。

(6) 八王子市民文化祭

第 61 回八王子市民文化祭を八王子市民文化祭実行委員会及び八王子市と連携して開催し、情報の提供を行ったほか、会場予約の調整や市民の芸術文化活動の発表の場を提供した。



(7) 伝統文化ふれあい事業

実行委員会の事務局を担当し、車人形、説経節、篠笛等の体験講座やその成果の発表会など、伝統文化ふれあい事業を実施した。

(8) 「西本智実プロジェクト in 八王子」事業

平成 23 年度～25 年度の 3 年間に実施する西本智実プロジェクト in 八王子事業の初年度の事業として、オリンパスホール八王子開館コンサートや海外オーケストラのコンサート、東日本大震災の鎮魂を込めた合唱による公演のほか、これらの公演事業の周知を図りながら西本智実氏を身近に感じることのできるトークイベントを実施した。また次年度の事業に向けた合唱団を結成し継続的な練習を行った。



(9) 芸術文化サポート事業

① 文化ボランティア参加の推進

市民の芸術・文化事業への参加意欲の高まりに応えるため、ボランティアスタッフによる公演時の会場案内等を行った。

② ラ♪ラ♪ラ友の会

友の会会員の管理を行うとともに、会員向けの情報紙により、公演情報を非会員に先行して提供し、会員特典の認知度向上と定着、新規会員の誘致を図った。

2. コミュニティづくりに関する事業

(1) コミュニティの育成

ふれあいのあるまちづくりの推進及び地域住民の交流促進を図るとともに、地域コミュニティ意識の高揚及び啓発を図るため、次の事業を実施した。

① コミュニティの育成

子どもの居場所づくり事業を促進するために、小中学生を対象に八王子学生委員会等と協働し、夏休みに市民センターで勉強会やスポーツ教室を実施した。また、地域住民協議会との協働により、地域住民を対象に誰もが気軽に参加できる講座を各市民センターで開催し、地域住民の交流の場づくりを行い、地域コミュニティの育成を図った。



② コミュニティ団体の育成

地域住民協議会会員及び八王子コミュニティ推進会会員を対象に、地域コミュニティづくりのための講座（コミュニティカレッジ）を開催した。



③ コミュニティ用具の貸出し

コミュニティ活動に供するため、各地域住民協議会をはじめとする各種団体に用具の貸出しを行った。



④ 地区図書室の運営

地域住民の交流を図るため、地区図書室を運営し「図書の貸出し」や「読み聞かせ」、「古本市」等の行事を行った。また、地区図書室運営部員を対象に、中央図書館との共催による研修を行った。

(2) コミュニティ活動の支援

地域住民協議会の活動の支援や八王子まつり及びフラワーフェスティバル由木並びに八王子いちよう祭り等の開催経費の一部を助成し、地域コミュニティの活性化への支援を行った。

① 地域住民協議会への助成事業

地域住民協議会の活動を支援するため、協議会が市民センターを利用する際の利用料及び運営費の一部を助成した。また、協議会が、地域住民の要望に即して開催する「地域ふれあい講座」にかかる経費の一部及び協議会がその活動状況や地域情報を中心に編集した広報紙の発行経費を助成するとともに、協議会が開催する「市民センターまつり」等の行事を共催した。また、八王子住民協議会連絡協議会の事務局として、各地域住民協議会会員の相互理解やコミュニティづくりの推進を図るための定期的な会議を開催するとともに、住民協議会会員のコミュニティづくりに資するテーマの講演会を開催した。



② まつりへの助成事業

東日本大震災により、フラワーフェスティバル由木及び八王子まつりが中止となったものの、上地区・下地区それぞれの地域で、震災復興支援と地域コミュニティの醸成を目的とした「いきいき祭り」「東日本大震災復興支援と地域振興の祭り広場」が開催され、経費の一部を助成した。

市民手づくりの祭りである「八王子いちよう祭り」の事務局運営の補助を行い、併せて「第10回踊れ西八夏まつり」の開催経費の一部を助成し活動を支援した。



(3) コミュニティ施設の管理運営

市民センター18館及び地区会館14館の指定管理者として、利用案内、施設貸出及び利用料徴収等の業務をはじめ、施設や設備の保守管理業務及び修繕を行った。

3. スポーツ活動と公園利用の促進及び公園・運動施設の管理運営に関する事業

(1) スポーツ活動の促進

市民のスポーツ活動の促進を図るため、それぞれのライフステージに応じた16種類のスポーツ事業を実施し、スポーツ活動の促進に努めた。特に、ジュニアジョギングスクール(31回)、ミニラグビースクール(13回)、ジュニアテニススクール(10回)については、複数回を定期的あるいは連続して実施する事業として継続展開した。新規事業としては、エンジョイベースボールスクール(7回)及びリンパウォーキング教室を実施し、好評を博した。



(2) 公園利用の促進

公園の魅力を活かした四季折々の自然鑑賞教室をはじめとする9種類の公園事業を実施し、公園利用の促進に努めた。また、青少年対策地区委員会への協力や、地域アドプト団体との協働による美化活動、小学校とのコラボレーションによる樹木プレート制作などを継続的に行い、地域連携に支えられた公園マネジメントを展開した。



(3) 公園・運動施設の管理運営

運動施設を含む上柚木公園の指定管理者として、使用受付・貸出及び利用案内、使用料収納事務等の運営業務を行った。また、法定点検をはじめ、高度なスポーツターフ管理等の運動施設管理業務、安全安心の遊具管理等の公園施設管理業務を行った。

4. 学園都市づくりに関する事業

(1) 大学コンソーシアム八王子

「大学コンソーシアム八王子」の構成団体として経費を一部負担するほか、八王子市とともに事務局を担当した。

(2) 学園都市センターの管理運営

学園都市センターの指定管理者として、利用案内、施設貸出及び利用料徴収等の業務をはじめ、施設や設備の保守管理業務及び修繕を行った。

5. 財団情報紙「ラ♪ラ♪ラ」等による情報提供に関する事業

各種催し物等の情報や財団が管理運営する施設の利用案内を情報紙、インターネット等の媒体を通じて市民に提供した。

また、施設利用者登録カード（※）を発行し、施設のインターネット予約・検索サービスのほか、ホームページでのイベント情報を提供した。

※芸術文化会館（いちようホール）・南大沢文化会館・学園都市センターのみ



6. 市からの受託事業

(1) 彫刻の維持管理

彫刻のまちづくり事業により市内に設置された彫刻 104 点の点検、清掃、修復等の維持管理を行った。また、彫刻の存在を改めて市民に周知することを目的として「第 2 回わがまち八王子の彫刻写真コンクール」を行った（応募 23 名 81 点）。



(2) 学園都市大学（いちよう塾）運営

八王子学園都市大学の講座の設定・管理、受講者の募集・受付及び講座提供大学等との連絡・調整等の運営業務を行った。

年間講座数 284 講座 受講生 7,110 名

(3) その他の受託事業

オリンパスホール八王子の開館記念式典及び柿落としの儀の舞台制作業務の受託と、旧市民会館閉館後の維持管理業務を行った。

7. 財団管理運営事務

理事会を 9 回、評議員会を 6 回開催し、財団運営及び事業展開に向け理事、評議員の意見を集約した。また、平成 20 年 12 月 1 日施行された公益法人制度改革に基づき、平成 24 年度公益財団法人への移行へ向けて、申請事務を行った。

本財団職員の人材育成のため、実務・専門別研修を行い、通信教育受講へ助成金を支出し、支援した。

8. 東日本大震災影響による施設の利用制限及び指定管理料の調整について

平成 23 年 3 月 11 日(金)に発生した東日本大震災により、東京電力管内において電力の供給不足が発生し、計画停電や電力使用制限等を踏まえて、官民あげての節電に取り組むことになり、市内公共施設においても輪番休館や夜間の利用制限などが実施された。

財団が受託している指定管理施設においても、この施設利用制限により、利用料金収入や、光熱水費等の支出が減少したことから、市との協議により指定管理料の調整を行った。

(1) 施設利用制限状況

- ① 芸術文化会館
4 月 1 日(金)～10 月 11 日(火) 会議室の夜間利用制限など
※平成 23 年 3 月 15 日(火)より継続
- ② 南大沢文化会館
4 月 1 日(金)～10 月 11 日(火) 会議室の夜間利用制限など
※平成 23 年 3 月 15 日(火)より継続
- ③ 夢美術館
4 月 1 日(金)～ 9 月 30 日(金) 夜間観覧中止
※平成 23 年 3 月 15 日(火)より継続
- ④ 市民センター
4 月 1 日(金)～ 5 月 31 日(火) 夜間利用制限
※平成 23 年 3 月 14 日(月)より継続

6 月 7 日(火)～10 月 7 日(金) 輪番休館
- ⑤ 学園都市センター
4 月 1 日(金)～10 月 11 日(火) 会議室の夜間利用制限など
※平成 23 年 3 月 14 日(月)より継続

(2) 平成 23 年度指定管理料の震災による調整額

施設名	指定管理料(円)	内調整額(円)
芸術文化会館	103,194,612	7,455,392
南大沢文化会館	43,789,374	11,737,545
市民センター	249,161,449	2,396,725
学園都市センター	104,521,486	4,390,848

※南大沢文化会館の震災調整額には、LED 工事費用 6,693,210 を含む。

夢美術館は、利用料収入等に影響がほとんどないことから調整対象とはしない。